

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会  
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第30回）  
議事要旨

○日時

令和6年11月8日（金） 11時00分～12時35分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○オブザーバー

栗田 徹 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室 室長  
齋藤 綾 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官  
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

妙中 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐  
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① 新たな第三者認証スキームの追加について
- ② ライフサイクル GHG 自主的取組のフォローアップについて
- ③ ライフサイクル GHG 既定値の追加等について
- ④ 輸入木質バイオマスの持続可能性について（改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理）

○議事要旨

- ① 新たな第三者認証スキームの追加について

委員

- ・ パブコメを踏まえて、事務局の確認を経た上で認めることで問題ない。これから運用を進めていく上で、情報の透明性がきちんと担保されていることが重要。

座長

- 事務局からこの後の手続きについて確認してほしい。

事務局

- (農産資源認証協議会において) パブコメを行った後、年内を目途に確認を行う。

座長

- 事務局には本日の議論を踏まえ、調達価格等算定委員会への報告を進めてほしい。

## ② ライフサイクルGHG自主的取組のフォローアップについて

委員

- 事業者からデータが提出されたことは第一歩。GHGの排出削減は今後の方向として当然。
- 業界団体によってデータのまとめ方がかなり異なる。ある程度事務局が中心となって、統一する方向で進めてほしい。
- 輸入燃料の調達地域がインドネシア、マレーシアと同じでもGHG算定値の違いが非常に大きい。要因について掘り下げていくことで、工程における排出削減が示唆される可能性がある。

委員

- 50%削減をほぼ全ての発電事業者が満たしていることは安心。他方、70%削減という将来水準には現状では満たないところもある。2030年に向けてこういった削減を行ってもらうのが鍵となる。
- 自主的取組の初年度ということもあり、半分弱が未参加。参加率を高めていくことが非常に重要。発電所によっては数字をしっかりと出しており、50%削減を達成しているということを知らしめていくことが重要。

委員

- 新しくデータが提供されたことは価値がある。業界団体別に参加した事業者が分かる方が望ましい。参加比率は出力規模だけでなく、事業者数でも示す方が望ましい。
- 計算結果の検証をするにあたって調達先の情報は非常に重要。工程別、調達先別の情報を示してほしい。
- 個別計算にもぜひ取り組んでもらい、優良な事例を共有できる形で進めてほしい。

委員

- 状況が見えるようになったことは非常に良い。価格や品質の情報は市場から取れると思うが、GHGについてはしっかりと分析を行って、結果を公表することが、今後事業計画を立てる上で有用。
- 燃料調達は輸出規制や持続可能性など色々なリスクを総合的に踏まえた上で判断される。今回の結果はリスク判断の材料として重要な役割を果たす。

委員

- 消費者としては任意の情報公開が現状では最善策だと思っているが、特に大手上場企業においては自主的取組と遵守義務の差は小さいと考えていただき、しっかり対応してほしい。開示を行うことで社会に対して説明責任を果たすというスタンスは持ってほしい。

座長

- 非常に重要な一歩。良い取組を行っている事業者の電力を調達してもらう機会にもなる。事業者に積極的な公開をお願いし、意義についても伝えていきたい。
- 目標を達成していない原因や、取組が進んでいる要因を把握するための情報項目について、事務局でも検討の上、ガイダンスとして示すことも重要。事業者にとってもどのような取組が良いのかというヒントにもなる。

事務局

- 業界団体別の情報のまとめ方の違いについて、各団体と調整を進める。事務局としても詳細な情報が充実することを期待する。
- 自主的取組の参加率を上げ、業界としてしっかり進めていけるように、事務局としても検討していく。国際的にも ESG 投資の観点から積極的な情報公開が求められている。
- 初回ということで、データの粒度が異なり、分析に影響したことは課題。引き続き詳細なデータ提供や、個別計算についても働きかけを行っていきたい。
- GHG の取組は、事業者がリスクを判断して燃料調達計画を考えるために、透明化を図ることが重要。

座長

- 事務局は本日の意見を踏まえて取組を促進し、ワーキンググループとしてもフォローを進めていく。

### ③ ライフサイクル GHG 既定値の追加等について

委員

- 既定値の追加は良いと思う。一点、重油には軽油に近い A 重油や C 重油もある。重油の発熱量は一括してこの数字を使うのか、燃料別に既定値を定めるのか。

委員

- 方向性に異存はない。内航船のケースにおいても、原料を港まで運ぶ過程で陸上輸送も発生する。二段階の輸送が計算されることになるのか。

委員

- 事業実態を反映した既定値の追加に賛成。今後、陸上輸送よりも負荷が小さいとされる内航船の利用等を後押しする方向に行くのか、それとも事業者の選択に任せるのか。

事務局

- 重油の発熱量については、保守性の観点からC重油を前提に計算している。
- 港までトラックで運んでから船に載せる場合は、それぞれの輸送工程の算定値を計算する。
- 輸送に関する業界への働きかけについては、一律促進というよりは、検討材料を提供しつつ、事業者が最適な輸送手段を選択できるように後押ししたい。

座長

- 事務局には本日の意見を踏まえて、既定値の追加等についてパブコメの手続きを進めてほしい。

④ 輸入木質バイオマスの持続可能性について（改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理）

委員

- 今後の議論として、ペレット工場等での法令遵守もFIT/FIP制度で使用する燃料においては重要となる。

委員

- 木質バイオマスについてはネイチャーポジティブの観点からの確認も今後重要。合法性や持続可能性を担保すべく、関連する様々な法律等が適正に活用されるように、当局においては連携して進めてほしい。

委員

- 改正クリーンウッド法が施行されることで、関連情報も踏まえてリスクを確認することとなった。ただ、海外では合法性がないと言われたものでも実際は使われた違反事例がある。リスクに応じた確認の実施の有用性もFIT/FIP制度では見ていければよい。

座長

- 遵守義務の新設は具体的にはどのような形で実施するのか。遵守できない事業者に対しては、どのような措置が想定されるのか。
- 複数の事業者が間に介在する場合、義務を及ぼすことが難しいということでの提案だと思うが、書きぶりとして、義務の水準は同じとしておいたほうが良いのではないか。

委員

- 座長と同様に、義務を遵守できない事業者への対応について質問したい。
- 改正クリーンウッド法の運用でも合法性・持続可能性ガイドラインが参照されるのか、もしくは改正クリーンウッド法のガイドラインは別途作られるのか。

事務局

- 遵守義務については、燃料の安定調達や、合法性・持続可能性の確保の観点から、事業計画策定ガイドラインで措置する予定。違反した場合、必要に応じて事業者

報告徴収、指導、改善命令を行い、規律を担保したい。

- 複数の事業者が介在する場合でも、改正クリーンウッド法に基づき、合法性が確認された燃料の調達使用を遵守義務とすることに変わりはない。
- 合法性・持続可能性ガイドラインへの適合も引き続き維持する。事業者から見たときの分かりやすさ、広報も工夫していく。なお、手続きの重複を少なくする観点から、既にFIT/FIP制度で利用されている第三者認証、FSC、PEFC、SBP、GGLは改正クリーンウッド法の確認にも使えるものとして告示に定められるとの認識。

#### 委員

- 改正クリーンウッド法の告示において、SBP、GGLも認められるという理解でよいのか。

#### 林野庁

- 改正クリーンウッド法の告示はパブコメが終わったところであるが、告示案にはFSC、PEFCに加え、SBP、GGLも列挙している。告示の公布はまだ行っていない。

#### 座長

- 事務局には本日の意見を踏まえて、制度の運用開始に向けて、関係省庁と連携して事業計画策定ガイドラインの改定など進めてほしい。

#### 事務局

- 次回のワーキンググループについては、日程が決まり次第経済産業省のホームページでお示しする。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031